

桜井市清掃公社より

浄化槽をご使用の皆様にお知らせ

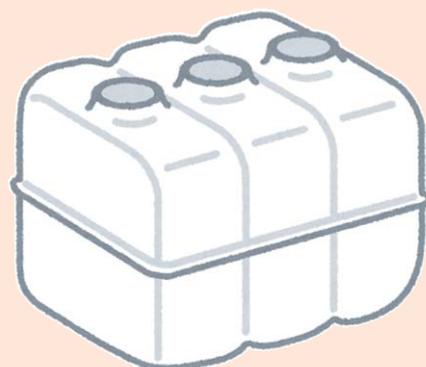


浄化槽の清掃は毎年1回以上と義務付けられています。

清掃をしないと、近隣の側溝や河川を汚し、悪臭等の元となりご近所に迷惑をかけたり、自然環境を汚染してしまいます。

- このたび、桜井市では条例の改正にともない、令和2年10月1日から清掃していない期間に応じて浄化槽清掃料金に下記の表の倍率を定め、徴収いたします。
- 毎年1回の清掃をされている方は今までと同料金です。

清掃していない期間	倍率
1年半以上2年未満	1.5
2年以上2年半未満	2
2年半以上3年未満	2.5
3年以上3年半未満	3
3年半以上4年未満	3.5
4年以上4年半未満	4
4年半以上5年未満	4.5
5年以上	5



ご使用中の浄化槽の清掃期間がわからなかったり、不明なときは清掃公社までご連絡をお願いします。

お問い合わせ

一般財団法人 **桜井市清掃公社**

TEL 0744-45-2005

午前8時30分から午後4時30分まで（ただし、土日祝日を除く）

浄化槽の清掃とは 何ですか？



Q 清掃とはどのようなことをするのですか？

A 浄化槽に流入してきた汚水は、沈殿や浮上といった物理作用と微生物の働きによる生物作用によって処理されますが、この処理の過程で必ず汚泥やスカム(浮遊物)が生じます。汚泥やスカム(浮遊物)が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がされなかったり、悪臭を発生する原因となったりします。このようなことにならないために、汚泥やスカム(浮遊物)を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となるのです。清掃とは、このような作業のことを言いますが、浄化槽を適切に維持管理していく上で、とても重要な作業なのです。

Q 人数が少ないから清掃する期間が延びてもいいですか？

A いいえ、たとえば5人槽の浄化槽で家族が2人でも年に1回の清掃をしないと浄化槽の機能が低下し、自然環境を汚染する原因になります。

Q うちの浄化槽はいつごろ清掃したかわからない？

A 浄化槽の清掃の時期がわからない場合は、桜井市清掃公社もしくは保守点検業者にお問い合わせください。

Q 使わなくなった場合(引越、下水接続等)の連絡について

A 桜井市清掃公社まで連絡してください。